

焼津市津波対策あんしん基金条例

平成26年3月26日条例第5号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定により、今後想定される津波から市民の生命、身体及び財産を守るために実施する津波対策事業に要する経費に充てるため、焼津市津波対策あんしん基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に定めるところによる。

(1) 予算で定める額

(2) 寄附金

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、津波対策事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年3月26日から施行する。